

3月 臨時教育委員会会議録

- | | | | |
|---|-------|--|----------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 30 年 3 月 2 日 (金) | 午後 5 時 30 分から午後 7 時 00 分まで |
| 2 | 会 場 | 磐田市役所 西庁舎 3 階 | 特別会議室 |
| 3 | 出席者 | 村松啓至教育長
青島美子委員 杉本憲司委員 秋元富敏委員 鈴木好美委員 | |
| 4 | 出席職員 | 教育部長 教育総務課長 学校教育課長 | |
| 5 | 傍 聴 人 | 0 人 | |

(進行委員：鈴木好美委員)

1 開会

2 教育長あいさつ・教育長報告

本日は人事案件が中心となりますが、その前に 2 月 22 日にございました中学校での生徒の転落事故につきまして、皆様方に多大なる御心配をおかけしました。ケガをした子どもが快方に向かうことを祈ると共に、本人、保護者のケア、子どもたちの心のケアを大切にしていきたいと思えます。

それでは、状況の概要を申し上げます。2 月 22 日木曜日、6 時間目の授業終了後の午後 3 時 30 分頃、1 年男子生徒が、4 階ベランダから転落しました。転落した生徒の状態は、呼吸はあるものの意識が混濁している状況であるという報告を受けました。学校職員が、すぐに救急車を要請し、生徒の状態から、ドクターヘリにより県立子ども病院へ救急搬送していただきました。

当日午後 10 時 30 分頃、骨折は多くしているものの、命に別状がないという連絡が入りました。事故発生から 5 日が経とうとしていますが、麻酔をして現在も治療が行われている最中で、骨折箇所が複数あり、22 日当日から手術を繰り返しているそうです。大変な状況だと思えますが、快方に向かうことを願うばかりです。

事故直後、警察が学校に入り、複数の教員や子どもたちに事情を聴取しました。原因など詳細につきましては、現時点ではまだ分かりません。まずは男子生徒がさらに快方に向かうことを祈るとともに、教員や子どもたちのケアを行い、教育委員会としても事実関係を調査していきます。

現在は、まだ他の子どもたちも精神的に動揺している子も多く、早急にケアを行うことが必要であると考え、県にカウンセラーの緊急派遣を要請し、金曜日より 3 名のカウンセラーが派遣され、今週になりましても引き続きカウンセリングを行っています。全力で支援をしてまいります。

本日は議案として人事の内申につきまして審議していただきます。また、協議事項としては通学等スクールバスの運行についてございます。よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 議案第 11 号 平成 30 年度県費負担教職員人事異動の内申について

議案第 11 号 平成 30 年度県費負担教職員人事異動の内申については、県費負担教職員の人事に関する議案ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、本議案に係る審査は非公開で行いたいと思えますが、御異議はございませんか。

<委員一同 異議なし>

○それでは、本議案に係る審議を非公開といたします。

(以下非公開)

○議案第 11 号 平成 30 年度県費負担教職員人事異動の内申については原案どおり承認しますので、報告いたします。

4 協議事項

「豊岡北小学校通学送迎バスの運行についての意見具申」に対する回答について

○豊岡北小学校の通学バスですが、旧豊岡東小学校が豊岡北小学校と統合したことにより、運行を開始したものです。このバスについて、お手元のとおり意見具申がありましたので、本日、ご協議をお願いいたします。

統合は平成 27 年度ですが、運行は平成 26 年度から行っています。これは、旧豊岡東小学校の平成 26 年度新入生等で、豊岡北小学校への入学希望者に対して行ったものです。平成 26 年度はバス 1 台でしたが、27 年度から 2 台となり、27 年度は北ルートで 3 つ、南ルートで 2 つの乗降場所でしたが、28 年度に新たに一年生が通うことにより、地区の北側になる虫生地区まで延ばすなど、乗降場所を 3 つ増やし現在に至っています。

このような中で、来年度から新たに岩室地区から新入生が通うことになり、お手元の意見具申が、地元の豊岡地区民生委員児童委員協議会から教育委員会に対して出されました。この意見具申は、当該地区に新たに通学する児童がいるということと、その道路を通学で利用することの危険性を理由に通学バスの運行を求める内容のものになっています。

事務局で現地調査などした結果、教育委員会の指針を回答書の中に記載したいと考えています。

それでは、指針について説明します。まず、「将来にわたり安定した運行を継続していくため」としたのは、平成 26 年度の運行から運行年限等を定めたものではなく、また、保護者の希望どおりに乗降場所を増設してきた訳ですが、これは児童の乗車時間が長くなるなどの課題を伴いますので、今後の一体校で想定される通学バスの考え方の素案も含めて、通学バスの安定した運行の継続を大前提に考え、そのための要件を設けました。

まず一つ目ですが、「運行中の事故を防止するため、経路は安全に走行できる道路であり、方向転換が必要な場合は、それが可能な場所に近接していること」を挙げました。スクールバスは多数の児童を乗車する以上、安全には最大限配慮する必要があります。現在最北の乗降場所は虫生地区ですが、ここから奥の道路など、そうでない道路が存在します。また、児童がバスに乗ってから、元来た道に戻る必要があるなど方向転換が必要な場合がありますが、それが可能な場所まで数キロ走行しなくてはいけない、ということも考えられます。そういった経路は、児童を多数乗車して運行するスクールバスの路線としては相応しくないため、最初の要件としました。

次に二つ目ですが、「児童が安全に乗降できるよう、バスの停車に支障がない場所とし、原則として既存施設を活用すること」としました。保護者の心情として、乗降場所はなるべく自宅から近くを望まれることは理解できますが、そこがバスの停車に十分なスペースが無く、乗り降りに危険を伴うような場所であってははいけません。また、それらを備えた場所として適当と考えられる場所は、交流センターや地域の公会堂等がありますので、併せて既存施設の活用を原則としました。

次に三つ目ですが、「児童の乗車時間が長時間化しないよう、乗降場所の数及び位置は、次の 2

点を原則とすること」とし、「大字を基本とした区域内に、1か所とすること」「既存の乗降場所から、概ね1キロメートル以上離れた位置とすること」を基本ルールとしました。これは、児童が乗車し、ランドセルを背中からおろし、シートベルトを着けるまでの時間が4分程度かかることから、乗車時間が長時間化しないためのルールであります。また、概ね1キロメートル以上離れた位置については、これは道のりでの距離で、通常児童が徒歩で歩ける実際の道をイメージしています。

以上の要件を満たす場合に、「乗降場所の新設等」として認めていく、ということを教育委員会の指針と考えました。したがって、今回の意見具申につきましては、この指針を全て満たすこととなりますので、平成30年度より岩室地区へスクールバスを運行すると回答したいと考えています。

なお、今回の意見具申は、児童の安心安全を前面に出されたものですが、本市でのスクールバスの運行は、現在、この旧豊岡東小学校区のみであり、安心安全の理由によりスクールバスを市内各所で運行することは、今のところ考えておりません。

以上となりますが、本市では学府一体校を進めており、そのための協議の中では、今後同様のご要望をいただくことは、十分考えられます。その際は、今回ご協議いただいた上で決定させていただくこの指針が、一つのベースになっていくものと考えています。

なお、この指針については、回答書の写しを豊岡北小学校に送り、また、一年後になりますが、保護者への説明会を毎年開いていますので、その通知の中にも入れるなどして、周知していきたいと考えています。岩室地区へ新たに乗降場所をつくることにより、バスの運行が困難な万瀬を除き、大字ごとに一つ以上設けたこととなります。今後、児童の入れ替わりなどで、乗降場所の位置が変わることは出てくると思います。その際は、保護者から豊岡北小学校を通すなどしてご要望をいただき、教育委員会事務局で現場を確認するなどして、最終的には教育長決裁をいただくかたちで、事務を進めていきたいと考えています。

<質疑・意見>

○要望に沿ったというよりも、市内には10学府ありますので、そちらの方も考え共通項目で作った訳です。規則性を作ってそれに当てはめて、岩室も可能であるという結論に達した訳です。

○既存施設というのは、誰かの家も含みますか。

○公会堂や公園などの施設のほか、そういうところをお願いしたいです。

○普通に読むと、既存施設はバス停の停留所を想像しますよね。

○岩室地区で考えている場所は、道路の路側帯というか、道路の一部です。

○乗降場所を教育委員会で整備することは、今までやってきているのですか。

○家田団地公園だけ、屋根付きの簡易施設を公園の中に作ってあります。

○イメージとしては、地区のごみ置き場は利用者である地元で決めてもらい、出してもらおうのと同じ発想です。乗降場所もご利用する方で決めてください、ということです。雨風しのげなくても地元がここでよければここでいいです、という意味です。

○地区に1か所という原則は守りたいですよね。場所の選定については、地区で考えてくださいよというなら分かります。

○大字が磐田市の基本的な考え方になるということで大字にしたのです。市全体の規則性を作らないとだめです。こういうことでやっているのだから岩室地区は行きます、となります。乗降場所を言うのであれば安全が確保できる場所にする、それだけでいいのではないですか。安全であるという判断は教育委員会がしないといけないのです。だからこれは教育委員会の判断であるとなります。大筋として岩室地区の運行については30年度から行います。それは、これからの学府を見据えた中で規則性を決めましたので、その内容に照らしてという説明の仕方で、そういう中で岩室にも必

要と考えますよ、ということでお返事いたします。

○乗降場所は、学校から何キロ以上離れていないと作らないという決めはあるのですか。

○遠距離通学の補助金で言いますと、小学校で4 km、中学だと6 kmですが、バス停については距離の制限はありません。

○日本の国は学習の場の保障の観点から、学習機会の均等性の観点から、学校を建てないといけな
い。それ以外のところについては、ある程度親御さんのガソリン代等の負担をしましょうというこ
とでやっています。

ありがとうございました。基本的なスクールバスの運行については検討していただきましたので、
岩室については要望ではなく規則性に従うと、お示し申し上げたいと思います。

5 次回教育委員会の日程確認

- ・定例教育委員会

日時：平成30年3月22日（木） 午後5時30分から

会場：市役所西庁舎3階 特別会議室

6 閉会